

**指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護  
 予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
 基準等を定める条例等の一部を改正する条例**

**1 改正の趣旨**

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、条例の基準である厚生労働省令が改正されたことから、条文の改正を行うもの。

**2 改正の概要**

改正の内容	該当サービス
ア 介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者の兼務範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を規定する。	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具販売
イ 身体的拘束等の適正化を推進するため、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。また、身体的拘束等を行う場合は記録しなければならないことを規定する。	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具販売
ウ 身体的拘束等の適正化を推進するため、身体的拘束等の適正化のための措置を講じなければならないことを規定する。	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護
エ 離島・過疎地域に所在する定員 30 名の介護老人福祉施設において、効率的な人員配置を可能とする旨を規定する。	介護予防短期入所生活介護

**3 施行期日**

(1) 令和 6 年 4 月 1 日

該当サービス：下記 (2) を除くサービス

(2) 令和 6 年 6 月 1 日

該当サービス：介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション